税の申告 17㊊から受付開始

所得税と市・県民税（住民税）の申告受付が始まります。申告相談は2月17日（月）～3月17日（月）です。3月は窓口が大変混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。

問 確定申告・還付申告　大和税務署（☎262・9240）　税相談厚木分室（☎224・2244）

所得税の確定申告

確定申告は、納税者ご自身でその年の所得金額と税額を計算して申告書に記入し、納税する「申告納税制度」を採っています。帳簿や証拠書類により正しく計算して、お早めに税務署へ提出してください（郵送可）。

また、土・日曜日や時間外に提出する場合は、税務署入口に設置の「時間外文書収受箱」をご利用ください。市役所では、土・日や時間外、郵便での受付はできません。

●申告用紙の配布

所得税の確定申告書は、前年の申告内容に基づき、必要と思われる方には税務署から送付されますが、市役所市民税課の窓口でも配布しています。

なお、消費税申告書等については、大和税務署へ直接お問い合わせください。

●確定申告の必要な方

⑴事業所得、不動産所得、一時所得（生命保険などの満期や解約による所得）などがある方

⑵サラリーマンなどで給与所得があり、主に以下に該当する方

①給与の年間収入が2000万円を超える方

②給与を２カ所以上から受けている方

③給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

④中途退職などで年末調整がされていない方

⑶公的年金（国民年金・厚生年金等）など雑所得のある方・公的年金などの雑所得から所得控除等を差し引き、定率減税後に残額のある方

⑷譲渡所得などのある方…昨年中に土地（借地権を含む）、建物などの不動産や株式（申告分離課税分）、ゴルフ会員権などの資産を売却した方

自分で書いて早めに提出を

●所得税の定率減税

平成14年分の所得税については「定率減税」が実施されています。定率減税額は、所得税額の20％（上限25万円）です。事業所得や不動産所得などがある方は、確定申告で定率減税の適用を受けることができます。

なお、給与所得の方は、原則として年末調整で定率減税額が控除（精算）されています。

◆…税理士会の無料申告相談…◆

税理士会大和支部では、主に給与所得者で還付申告をする方を対象に、所得税の申告相談と受付を行います。

問 大和税務署

場　所	日　程	受付時間
市役所401会議室	２月17日（月）～２月27日（木）	午前９時30分～11時 午後１時～３時30分

※直接会場へ（土・日曜日を除く）。混雑状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

還付申告

多額の医療費・住宅ローン…所得税 戻る場合があります

左記の「A　医療費控除」から「D　その他」までのいずれかに該当し、源泉徴収や予定納税した税金が納め過ぎになっている方は、還付申告をすれば税金が戻ります。

還付申告をする方は、次の①～⑥のほか、「A」から「D」の内容に応じて必要書類等を持参してください。

①印鑑

②源泉徴収票や支払調書など源泉徴収税額がわかるもの

③申告名義人の銀行口座の控え

④筆記用具

⑤計算機

⑥生命保険料や損害保険料等の控除証明書、社会保険料の支払額がわかるもの（年末調整分を除く）

A　医療費控除

本人または生計を一にする親族の病気治療や、出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円（所得金額が200万円未満の場合はその金額の５％）を超えたときは、その額を医療費控除額（限度額200万円）とし、扶養控除など諸控除に加算し、年末調整された所得税額との差額がある場合は還付されます。

●必要書類

①医療費の領収書（事前に集計し持参）

②高額療養費、分べん費、生命保険の入院給付金等で医療費の補てんを受けた金額のわかるもの。

B　住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを購入（家屋の敷地含む）や、増改築などをした場合、一定の要件に該当すれば、居住した年から10年間にわたり税額控除が受けられます。

この控除は、銀行などの金融機関や住宅金融公庫などの公的機関から借り入れた住宅ローンの年末残高（敷地のみは不可。家屋を含む）に応じた額が、所得税額から控除され税額が軽減されるものです（市・県民税には適用されません）。

●必要書類

①土地および建物の登記簿謄本または抄本（登記事項証明書）

②請負・売買契約書の写し

③住民票（今年1月1日以後発行のもの）

④住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書（2カ所以上から交付の場合はすべて）

⑤増改築等の場合は、建築確認通知書の写しか、検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書。

C　中途退職の方

昨年に中途退職後、未就職で年末調整を受けていない方。

D　その他

①災害・盗難などにより資産に損失が生じ一定の要件に該当する場合

●必要書類

災害を受けた資産の明細書や、災害にあったことがわかる証明書等

②国・地方公共団体・認定NPO法人などに対し、寄付金や特定の政治献金等を支出し一定の要件に該当する場合

●必要書類

寄付先からの受領証等

③退職所得がある方で、その所得を含め申告すれば、源泉徴収された所得税から定率減税を受けることができる方

④昨年の所得が一定金額以下で、総合課税の配当所得や原稿料などがある方

⑤公的年金等の雑所得のみで、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方。

確定申告　不要の方ご注意を

給与所得で確定申告する必要がない方（給与や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下の方等）が還付申告をする場合は、給与や退職所得以外の各所得についても申告しなければなりません。

市役所でできる申告

以下の内容の申告が、市役所で行うことができます。

⑴市・県民税の申告

⑵平成14年分の確定申告で次のもの

①給与所得のみの申告

②給与所得者・公的年金等受給者の医療費控除および住宅借入金等特別控除の還付申告

③公的年金等の雑所得のみの申告

④給与所得者・公的年金等受給者で、一時所得（生命保険などの満期や解約による所得）・総合課税の配当所得・公的年金等以外の雑所得がある方、もしくはその所得のみの方。

●確定申告をする際は

確定申告書は、税務署職員や市職員の指導を受けながら納税者ご自身で作成していただく「自書作成方式」です。筆記用具、計算機等をご用意ください。

▷日程・受付時間　２月17日（月）～３月17日（月）午前８時30分～11時、午後１時～４時（土・日曜日は除く）

※混雑の状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

▷会場　市役所401会議室

◇営業・分離課税等は申告不可

市役所会場では、事業（営業等・農業）・不動産・譲渡所得（総合課税・分離課税）・損失申告・青色申告・平成13年分以前の申告の相談は行いませんので、税理士に依頼するか、大和税務署へご相談ください。

◇贈与税の申告も税務署に

昨年中に、個人から土地、現金、株式等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた金額が110万円を超える方は申告を。また、贈与税の特例（父母等からもらった住宅取得資金550万円以下等）で非課税になる方も申告が必要です。申告・相談は大和税務署で行ってください。

大和税務署　案内図

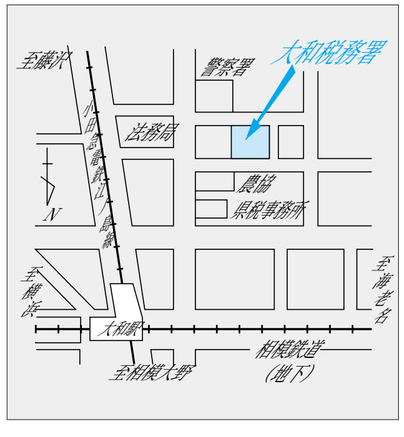

問 大和税務署個人課税第一部門　大和市中央5―14―22（☎262・9240）

※公共交通機関をご利用ください

市・県民税の申告

市・県民税は、今年1月1日現在、海老名市に住所がある方（住民登録はないが生活の本拠としている方を含む）が課税対象で、一定の所得がある方に対して課税します。

昨年の申告内容を参考に、市・県民税の申告が必要と思われる方には申告書を郵送していますので、収入の有無にかかわらず申告してください。

また、申告書が届いていない方でも申告が必要な場合は、市役所市民税課で用紙を配布していますのでご利用ください。

申告の内容は、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童手当などの算定資料になります。3月17日（月）までに申告書の提出がないと、課税証明などの発行ができなくなるほか、国民健康保険税等の金額にも影響があるのでご注意ください。

●申告が必要な方（下図も参照）

①確定申告書を提出する必要のない方、または提出していない方

(a)昨年中の所得が少なく、確定申告をする必要のない方（給与所得以外の所得の合計額が20万円以下等）

(b)所得金額が、所得税の控除額合計より少なく所得税はかからないが、その控除額を市・県民税の控除額に置き換えると、所得金額が控除額を上回る方

(c)昨年中に退職し、その後再就職してなく、確定申告をしていない方

(d)公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）のみの受給者で、扶養や社会保険料など控除の内容に変更のある方で確定申告をしていない方

(e)給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がなく、確定申告をしていない方

②収入がなく、同一世帯家族の扶養対象になっていない方

問　市民税課（内342）
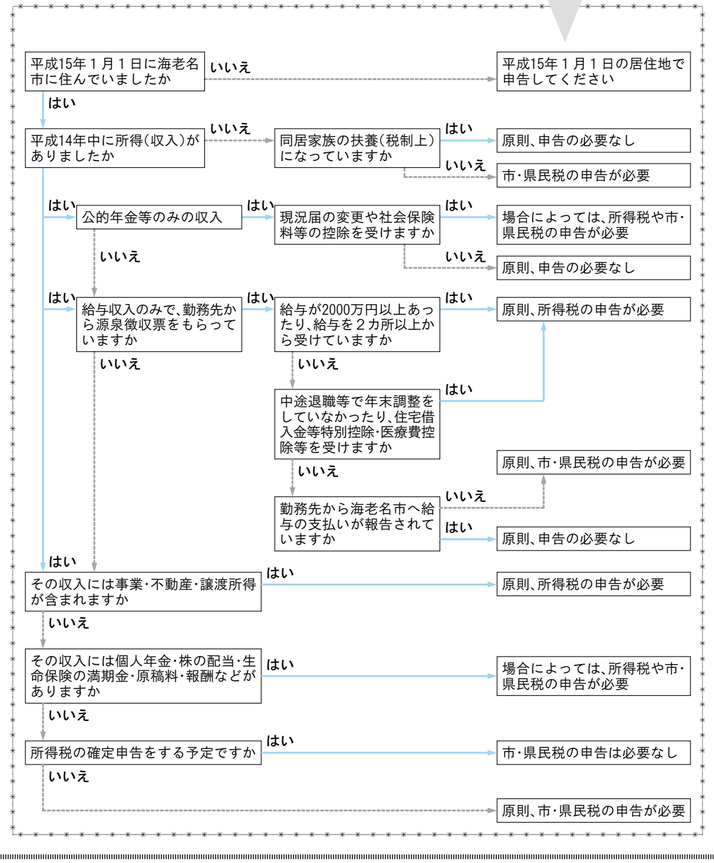
市・県民税　わたしの申告は？